

# 少年法 2021年 改正の概要

JFBA 日本弁護士連合会

2021年通常国会で「少年法等の一部を改正する法律」が成立しました。成年年齢を18歳に引下げる改正民法と同じ2022年4月に施行されます。以下、「改正」の概要について説明します。

**Q1** 今回の少年法改正によって、18歳・19歳につき、何が変わり、何が変わらなかったのですか。

**A1** 18歳・19歳の者も、典型的に未成熟で可塑性に富む存在であることを重視し、引き続き「少年」として、少年法の適用対象と位置付けられました。

他方で、選挙権が付与され、民法上成年とされるなどの変化を踏まえ、「特定少年」として、以下の点で、17歳以下とは異なる取扱いが定められました。

- ① 保護処分決定の方法 (Q3へ)
- ② 原則逆送対象事件の拡大 (Q4へ)
- ③ 推知報道の禁止を公判請求後に解除 (Q5へ)
- ④ ぐ犯の適用除外 (Q6へ)
- ⑤ 刑事事件の特例の一部不適用 (Q7へ)

**Q2** 今回の改正で変わらなかった点を、具体的に教えて下さい。

**A2** 少年法1条(健全育成目的)は、18歳・19歳の者(特定少年)にも引き続き適用されますので、全ての手続において、その理念に沿った運用が求められます★注1,2。その上で、以下のような少年審判手続の基本的枠組みについては変更ありません。

- ① 全件家裁送致
- ② 少年鑑別所送致等の観護措置

- ③ 調査官調査、少年鑑別所の鑑別（科学主義）
- ④ 試験観察制度
- ⑤ 選択される処分の種類  
保護処分（保護観察・少年院送致 ただし、行為責任との関係についてQ3参照）  
検察官送致決定（ただし、原則逆送対象事件の範囲につきQ4参照）
- ⑥ 国選付添人制度
- ⑦ 検察官関与制度
- ⑧ 抗告、再抗告など

**注1)** 2021年5月11日参議院法務委員会法務大臣答弁「第1条、目的規定でございますが、この法律におきましては改正をしております。ゆえに、18歳以上の特定少年につきましても引き続き少年法のこの目的が及ぶというふうに考えております。」

**注2)** 参議院法務委員会附帯決議「18歳及び19歳の者は、典型的に成長発達途上にあつて可塑性を有する存在であることから、引き続き少年法の適用対象と位置付けることとした趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期するとする法の目的及び理念に合致した運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。」

## Q3 保護処分決定については、どのように変わりますか (64条)

**A3** (1) 処分時18歳・19歳の少年に対して選択される保護処分は、次のとおりに変わります。  
保護観察は、①6か月の保護観察、②2年の保護観察の2種類が定められ、②については、  
遵守事項違反があった場合には、上限1年の範囲内で少年院に収容できる期間を定めて決定します。

少年院送致は、上限3年の範囲内で、収容できる期間を定めて決定します。

(2) 保護処分の選択にあたっては、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において」決定しなければならないとされています。これは、保護処分は、行為責任の上限を上回ってはならないという趣旨であり、行為責任を上限とする範囲で、要保護性に応じて処分が選択されます。行為責任によって下限が画されたり、行為責任に比例して処分が選択されなければならないとするものではありません★

**注3。**

(3) 家庭裁判所は、少年院送致を選択した場合、「犯情の軽重を考慮し」て、(上記(2)と同趣旨) 3年以下の範囲内で、収容可能な期間の上限を定めます。少年院における実際の処遇期間は、裁判所が定めたその範囲内において、従来どおり、処遇機関が処遇効果や環境調整の状況を見極めながら、仮退院、退院の判断をすることで決まります★注4。

2年の保護観察における遵守事項違反の場合の少年院収容期間についても、同様です（ただし、仮退院はありません。）。

**注3)** 2021年5月11日参議院法務委員会法務省刑事局長答弁「この限度を超えないとは…裁判所は、犯した罪の責任に照らして許容される限度を上回らない範囲内で対象者の要保護性に応じて処分を選択する…すなわち、18歳以上の少年に対する保護処分は、刑罰とは異なり、応報としてではなく、専ら少年の健全育成を図るために課すものであることから、犯した罪の責任に見合うほど重く処分をすべき要請はなく、要保護性が小さければそれに応じた軽い処分を選択することになるところでございます。」

**注4)** 2021年4月7日衆議院法務委員会法務省刑事局長答弁「家庭裁判所は…犯した罪の責任に照らして許容される限度を上回らない範囲内で、許容されるだけ長く少年院に収容することができる期間の上限を設定することとした上で、処遇機関において、家庭裁判所の定めた期間の範囲内で、対象者の状況等に応じて必要な期間の施設内処遇及び社会内処遇を行うこととする方が、より適切かつ柔軟な処遇を行うことが可能になり、対象者の改善更生につながると考えられるところでございます。」

## Q4 いわゆる「原則逆送」対象事件は、どのように変わりますか(62条)。

**A4** 現行の対象事件(行為時16歳以上で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件)に加え、行為時18歳・19歳で、死刑・無期又は短期1年以上の懲役・禁錮の罪の事件に拡大されました。具体的には、強盗罪、強姦性交等罪、非現住建造物放火罪、建造物等以外放火罪等が含まれます。

62条2項ただし書の場合には、逆送しないことができると定めています。これは、現行法の20条2項ただし書と同様に、犯情及び要保護性を総合的に考慮して判断するものです★注5、6。なお、従来の対象事件の結果が被害者の死亡だけだったのとは異なり、新たな対象事件には、犯行の結果が様々なものが含まれることから、「犯行の動機及び態様」に加えて犯行の「結果」も考慮要素として列挙されました。

そして、いわゆる「原則逆送」対象事件についても、調査官調査においては、要保護性について、十分に調査を尽くすことが求められ、犯罪事実のみを調査したり、「逆送しない特段の事由の有無」のみに限定して調査することは想定していない旨を、最高裁判所家庭局長が国会で答弁しています★注7。

**注5)** 2021年5月11日参議院法務委員会法務省刑事局長答弁「少年法第62条第2項ただし書は、現行の原則逆送の例外を定める少年法第20条第2項のただし書と同様の趣旨の規定で…強盗罪あるいはその強盗罪以外の罪も含め…、新たに原則逆送の対象となる事件におきましても、現行の原則逆送対象事件と同様に、家庭裁判所においては…犯情の軽重だけではなく要保護性に関するものを含めて調査で判明した様々な事情を考慮し、逆送決定をするか否かについて慎重な判断が行われるものと考えております。」

**注6)** 参議院法務委員会附帯決議「現行の原則逆送対象事件については、家庭裁判所が、犯情及び要保護性に関する様々な事情についての十分な調査を行った上、これにより判明した事実を考慮して、検察官に送致するかどうかの決定を行っていることを踏まえ、新たに原則逆送の対象となる罪の事件には様々な犯情のものがあることに鑑み、家庭裁判所が同決定するに当たっては、きめ細かな調査及び適正な事実認定に基づき、犯情の軽重及び要保護性を十分に考慮する運用が行われるよう本法の趣旨の周知に努めること。」

**注7)** 2021年5月11日参議院法務委員会最高裁判所家庭局長答弁「原則逆送対象事件における調査官調査の在り方や調査票の作成の在り方について、最高裁として(特段の事情があるか否かを中心に調査すべきなど)特定の考え方や方向性を示しているということはありません。原則逆送対象事件においても社会調査を尽くして非行のメカニズムをできる限り解明することが求められているということとは変わりはなく、家庭裁判所調査官は、他の事件の場合と同様に、非行の動機、態様、結果などだけではなく、少年の性格、年齢、行状及び環境等も含め、少年の問題性について十分に調査を尽くし、その結果を的確に調査票に記載するよう努めているものと承知しております。」

## Q5 推知報道の禁止については、どのように変わりますか(68条)

**A5** 行為時に18歳・19歳の事件について、公判請求がなされた場合には、推知報道禁止規定が適用されないことになりました。他方で、捜査段階、家裁審判段階については、従前どおり、推知報道の禁止が及びます。また、推知報道の禁止が解除されたとしても、報道機関は、実際に推知事項を報道するか否かについては、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能になることも踏まえて、慎重に判断すべきです★注8~10。

推知報道の禁止が及ばないということは、捜査機関等が少年の推知事項を公表するということは当然には意味しません。公判請求をした場合であっても、捜査機関が当然に推知事項を公表するわけではないことを、警察庁や法務省の担当者が国会で答弁しています★注11、12。

公開法廷での審理においては、従来と同様、少年の氏名を掲示しない、読み上げない等の配慮を求めていくべきでしょう★注13。

- 注8)** 参議院法務委員会附帯決議「特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、事案の内容や報道の公共性の程度には様々なものがあることや、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことの周知に努めること。」
- 注9)** 法制審議会少年法・刑事法部会第29回会議マスメディア出身の委員（読売新聞）発言「報道機関は、個々の事案の悪質性を始め、改善更生への影響など、様々な要素を検討して、その事案を報じるべきなのかどうか、実名を出すべきなのかどうかを、日々判断しています。また、新聞紙面とインターネット上で同じ扱いにするのか…匿名を選択すべきなのかということも、絶えず検討しています。…仮に法改正がなされた場合、18歳、19歳のとき罪を犯した人が公判請求された場合に、その事案を取り上げるかどうか、また、実際に実名の選択をするかどうかに関しては、個々の報道機関が、…それぞれ判断をしていくことになると思っております。」
- 注10)** 2021年4月23日参議院本会議法務大臣答弁「公判請求時点での推知報道の解禁により、18歳以上の少年の健全育成、更生が不当に妨げられることのないよう、その事件広報に当たっては、御指摘のようなインターネットの特性をも踏まえ、適切に対応していく必要がある」
- 注11)** 2021年5月11日参議院法務委員会警察庁官房審議官答弁「一般的に警察の事件捜査は公判請求以前に行われるもので…、本法案が成立した場合…も、警察における少年事件に係る報道発表の在り方…は現状と大きく変わることはないものと考えております。」
- 注12)** 2021年5月11日参議院法務委員会法務省刑事局長答弁「一般論として申し上げれば、本改正により、18歳以上の少年のときに犯した罪により公判請求された後は、少年法61条が適用されないこととなった場合には、検察当局において、個別事案ごとに、(関係者の名誉、プライバシーへの影響及び将来のものも含めた捜査、公判への影響の有無、程度等の) 諸事情のほか、本改正の趣旨を踏まえつつ、少年の健全育成、更生が不当に妨げられることのないよう、公表するか否かや、公表する事項及び方法を適切に判断するものと考えております。」
- 注13)** 2021年4月14日衆議院法務委員会野党議員発言「(衆議院法務委員会による視察の際に) 地方裁判所の裁判官からお話を伺ったことなんです。公開法廷なんですけれども、やはり少年だということで、いろいろな配慮をされている…例えば、氏名の秘匿…着席位置…入口の開廷表…平易な言葉を使うとか、少年は疲れやすいので休憩を細かに取るとか、…少年法一条の健全育成の理念が刑事裁判にも及ぶからだと、こういう説明なんです。…しかも、…改正後もこうした運用は続けるとおっしゃったんですね。」

## Q6 <犯についてはどのように扱われますか

**A6** 手続時18歳・19歳である少年については、<犯の規定(法3条1項3号)が適用されないことになりました。

この結果、従来<犯を適用して家裁に送致されていた18歳以上の少年に対する対応としては、行政的支援や福祉的支援を検討することになります。今後、居場所づくりやアウトリーチ型支援をする民間団体による活動を強化し、国が連携・財政支援をすることが必要になると考えられます。

## Q7 少年の刑事事件の特例に違いはありますか

**A7** 18歳・19歳の少年が逆送された後は、刑事事件の特例(少年法第3章(40~60条))については、勾留に関する特例(48条)、不定期刑(52条)、換刑処分(労役場留置)の禁止(54条)、資格制限の特例(60条)など、そのほとんどが適用されません(67条)。

他方、刑事裁判における、保護処分相当を理由とする家裁への移送決定(55条)については、18歳・19歳の少年に対しても引き続き適用されます。